

平成 23 年度国見町放課後児童健全育成事業「藤田子どもクラブ」利用児童募集要項

国見町放課後児童健全育成事業「藤田子どもクラブ」について、保護者が就労等の理由により家庭で保育を受けられない児童を対象に、下記により利用申込の受付を行います。

- 1 受付期間 平成 23 年 1 月 24 日(月)～平成 23 年 2 月 4 日(金)
- 2 受付場所 国見町役場幼児教育課(藤田小学校・幼稚園・保育所へ提出いただいても結構です。)
- 3 利用対象児童 平成 23 年度において、原則小学校第 1 学年～第 3 学年に在学する児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童及びこれに準ずる児童。一時的にこの要件に該当すると認められる場合は、一時的な利用申込み(随時申込み)も可能です。
- 4 開設場所 藤田子どもクラブ室(藤田小学校 1 階東側空き教室)
- 5 開設期間 平成 23 年 4 月 1 日(金)～平成 24 年 3 月 31 日(土)
(日曜、祝日、8 月 14 日～16 日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- 6 開設時間 平日 放課後～午後 6 時 30 分
土曜日及び長期休業日等 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
- 7 開設内容 指導員の指導のもと宿題等の学習や読書、運動、おやつ、遊びなどを複数学年の集団の中で行ない、保護者の帰宅までの時間に児童に適切な生活の場を提供しています。
- 8 利用定員 通年的利用 60 名程度 一時的利用 5 名程度
- 9 利用者負担金 ◎通年的利用の場合(月額)

区 分	負担金
生活保護世帯等	0円
町民税非課税世帯	1,000円
町民税均等割課税世帯	2,000円
町民税所得割課税世帯	4,000円

*おやつ代として別途月額 500 円を保護者会に負担いただきます。また、その他各種事業実施の際、実費相当分の負担をいただく場合があります。

◎一時的利用の場合(1 日あたり)

区 分	負担金
平日	300円
土曜、長期休業日等	500円

- 10 利用申込み 別添「利用申込書」に、下記の書類を添えてお申込み下さい。
添付書類：①家族状況等調書
②父母それぞれの「在職(就労)・内職証明書」
③所得調査等に関する同意書

11 そ の 他

- ・ 申込者が定員を超えた場合、保護者の就労・家庭状況等により保育の必要性の高い児童を優先し、待機いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ 土曜日、長期休業日等は、給食を実施していませんので弁当の持参となります。

<問い合わせ> 国見町役場幼児教育課幼児教育係(電話 585 - 2119)